

涉外關係綴

昭和二十六年度

涉外關係綴

外務省  
海外  
一般

1 卷

總務課

7	1	0
	1	
111		

知事



副知事



復命書

命に依り竹島所屬問題についで疑はし風説を究明  
する為、九月一日午前九時外務省を訪れ條約を條約課  
長補佐力石事務官（課長は講和会議出席不在）に面  
接、末意を傳えた。政務局特別資料課川上事務官  
と會同せしめ、左記の如き本省での見解と附随意見  
と披瀝した。

昭和六年九月三日

島根縣總務課長

今岡武雄

島根縣知事

恒松安夫殿

記

ウツリウ島は朝鮮領土として考えられて居り、日本は今島の  
 権利を放棄する事を平和會議條文草案に認めてゐる。  
 しかし竹島はスケアピンの第七号に依り日本の行政管轄  
 権外に置かれてゐたが、之は領土問題とは全く別個な領  
 政策上の必要措置であつた。その為、今回の條約草案に  
 もこの竹島が日本領土外であるとの規定は、いささにもなく  
 免や角疑議と持つか合ではない。

そのウツリウ島は昔、竹島と呼ばれた時代があり、又  
 現在もその島群中に竹嶼と云はれる岩礁があるが、  
 今度の竹島と混同され、種々の憶測が為されたものと思は  
 れる。

以上の如きであり、外務省としては、本問題につき、何等疑  
 を持つものもなく、むしろ、かかる根拠なき風説と取上ぐる  
 事を遺憾とするところである。依つて、当省は八月廿一日  
 新聞記者団会見を行ひ、竹島は完全に日本領の一部

島  
 2  
 系

とて認められた旨、新聞発表と行った次第である。

*[Faint, illegible handwritten text in blue ink, likely bleed-through from the reverse side of the page.]*

鳥 根 系

鳥 根 系  
qu  
2  
Co  
F